

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

40.6(51.4)億

労働者のための保育施設を事業所内（労働者の通勤経路又はその近接地域を含む）に設置、運営等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成する。

※28年度から事業主拠出金を財源とした「企業主導型保育事業」が開始されるが、これとのバランス等を考慮し、運営費の支給期間を5年から10年に延長する。

なお、「企業主導型保育事業」の新規受付期間中は、当助成金の新規受付は行わない。（既に運営費を受給中の施設については、通常どおり運営費の支給を行う）

助成率等	
①設置費	※「企業主導型保育事業」の新規受付期間中は、当助成金の新規受付を停止 ・大企業 補助率1/3 上限額1,500万円 ・中小企業 補助率2/3 上限額2,300万円
②増築費	※「企業主導型保育事業」の新規受付期間中は、当助成金の新規受付を停止 ○増築 ・大企業 補助率1/3 上限額 750万円 ・中小企業 補助率1/2 上限額1,150万円 ○建て替え ・大企業 補助率1/3 上限額1,500万円 ・中小企業 補助率1/2 上限額2,300万円
③運営費	※10年間支給(5年間から延長) ・大企業 1人当たり 34万円(年額) 上限額 1,360万円 ・中小企業 1人当たり 45万円(年額) 上限額 1,800万円

※①②は、2回（1年目と3年目）に分けて支給

出生時両立支援助成金

11.7億(新規)

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組んでいる事業主及び配偶者の出産後8週間以内に開始する育児休業を取得した男性労働者が発生した事業主に助成する。

取組かつ1人目取得時	大企業 30万円 中小企業 60万円
2人目以降取得時	15万円

- ※ 2週間以上（中小企業は5日以上）の育児休業が対象
- ※ 過去3年以内に男性の育児休業取得者が出ていない事業主が対象
- ※ 1企業当たり1年度につき1人まで
- ※ 2020年までの時限措置

介護支援取組助成金

6.2億(新規)

仕事と介護の両立支援を推進するため、仕事と介護の両立に関する取組を行った事業主に助成する。

支給額	60万円
-----	------

※ 1企業当たり1回のみ助成

※27年度限りの経費 0(1.2)億
・子育て期短時間勤務支援助成金

中小企業両立支援助成金

代替要員確保コース

5.1(3.1)億

育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給する。

支給対象労働者1人当たり	50万円 (H27:30万円)
育児休業取得者が期間雇用者の場合	10万円加算
育児休業を取得した期間雇用者が正社員または無期雇用として復職した場合	上記に10万円加算(新規)

※ 1企業当たり1年度延べ10人まで 5年間
(くるみん取得企業の場合、平成37年3月31日までに50人まで)

育児・介護支援プランコース

8.1(3.0)億

「育休復帰支援プラン」又は「介護支援プラン」を策定及び導入し、以下の場合に中小企業事業主に支給する。（正規1回、非正規1回の計2回）

①労働者が育児休業を取得した場合(1企業2回まで)	30万円
②育児休業取得者が復帰した場合(1企業2回まで)	30万円
③労働者が介護休業を取得した場合(1企業2回まで)	30万円(新規)
④介護休業取得者が復帰した場合(1企業2回まで)	30万円(新規)

※ 介護支援プランコースは、28年度後半からの実施を検討

期間雇用者継続就業支援コース【経過措置】

0.5(0.8)億

期間雇用者と正社員が同等の要件で利用できる育児休業制度、育児短時間勤務制度を就業規則等に規定し、期間雇用者の育児休業取得者を原職等に復帰させ、6か月以上継続して雇用した中小企業事業主に支給する。

支給対象労働者1人当たり	1人目 40万円 2~5人目 15万円
期間雇用者の育休取得者が正社員として復職した場合	1人目10万円加算 2~5人目 5万円加算